

令和5年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年4月25日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時16分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）  
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
副局長 江藤 政克  
教育参事監 濱田 啓太郎  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 増田 年克  
支援部長 古島 そのえ  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
県立高校改革担当課長 千葉 剛  
行政課長 増田 慎  
インクルーシブ教育推進課長 森 由佳  
高校教育課長 渡貫 由季子  
高校教育企画担当課長 廣幡 清広  
子ども教育支援課長 長田 裕一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 原 英明

## 教育委員会 4月臨時会 会議日程

日時 令和5年4月25日（火）9時30分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |         |  |
|---------|--|
| 臨教第6号議案 | 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について       |
| 臨教第7号議案 | 令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第8号議案 | 令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第9号議案 | 令和5年第2回県議会定例会への提案に係る申出について             |

### 2 協議・報告事項

- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 報告1 | 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告2 | 令和5年度教育委員会不祥事防止取組方針について               |

## 教育委員会 4月臨時会 会議録

- 教育長                   ただいまから教育委員会 4月臨時会を開会します。  
                              本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
                              なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めています。  
                              本日の会議録署名委員ですが、下城委員を指名させていただきますので、よろしくお願い致します。
- 下城委員                 (了解)
- 教育長                   本日の議題としましては、日程第1として「令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか3件の付議案件があります。  
                              また、協議・報告事項として「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ほか1件の報告があります。  
                              お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第9号議案は、知事への申出に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                   異議なし。
- 教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
                              それでは、非公開案件は後で審議することとしまして、先に公開の案件に入りたいと思います。  
                              また、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案は関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                   異議なし。
- 教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
                              それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いします。
- 下城委員                 でははじめに、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案に入ります。

- 臨教第6号議案 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について
- 臨教第7号議案 令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について
- 臨教第8号議案 令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について
- 説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル01「臨教第6号議案」をご覧ください。「令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。令和6年度神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として、要綱を制定したく提案するものです。

同じくファイル02「臨教第7号議案」ですが、県立海洋科学高等学校専攻科について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

同じくファイル03「臨教第8号議案」ですが、令和6年度神奈川県立の中等教育学校について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

臨教第6号議案、臨教第7号議案及び臨教第8号議案について、併せてご説明します。これらの議案は、令和6年度県立高等学校の入学者募集、海洋科学高等学校専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、毎年、年度定めとしているものです。

臨教第6号議案から臨教第8号議案までの概要について、ファイル03-2「臨教第6～8号議案関係」に沿ってご説明します。「I 令和6年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の「日程」をご覧ください。「(1)」から「(4)」は、募集の区分ごとに日程をお示ししています。資料にはありませんが、日程を決めるに当たっての考え方についてご説明します。私立高校の検査日を考慮すること、公立中学校の卒業式の日程を確保すること、さらに、すべての学力検査日を月曜日以外とすることなどを勘案して決定しています。昨年度までありました、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された者を対象とする追加の検査は廃止しています。入学者選抜制度改善方針に基づく変更として、定通分割選抜二次募集は廃止しています。共通選抜二次募集と定通分割選抜の募集期間をずらし、共通選抜二次募集の結果が判明した後に、定通分割選抜の検査を実施する形にしています。また、神奈川県立の中等教育学校及び横浜市立、川崎市立中高一貫校の検査日となっている2月3日を募集期間から除いています。

続いて、2/12ページをご覧ください。「2」は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集における志願資格を変更するものです。県内中学校等に在籍する者及び中高連携事業を削除し、志願資格要件を緩和しました。「3」は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集を行う高校を新たに4校追加したことを明記したものです。追加した4校は、横浜南陵高等学校、保土ヶ谷高等学校、白山高等学校、菅高等学校です。

「4」は、募集期間に関し、インターネットを活用した出願の導入を踏まえた変更

なります。定通分割選抜、二次募集及び後期募集を除き、インターネットを活用した出願を行い、これに伴い郵送による出願は廃止します。定通分割選抜、二次募集及び後期募集においては、これまでどおり、志願先高等学校に紙で願書を提出します。

続いて、4/12ページをご覧ください。「5」は、志願手続及び入学検定料の納付について、インターネットを活用した出願及び紙による入学願書等の提出について記載したのになります。「7」は、入学者選抜制度改善方針において、一般募集の面接を特色検査に位置付け、必要な学校が実施することとしたため、一般募集では「特色検査（面接）」、特別募集等では「面接」と分けて明記したものです。続いて、5/12ページをご覧ください。「9」は、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された者を対象とする追加の検査を廃止するため、削除したものです。

6/12ページ「10」から10/12ページ「19」までは、これまでご説明した変更点を踏襲したものです。日程を含む選抜要綱については、毎年5月初旬までに公表してきました。今年度も、受検者、保護者への早めの情報提供を行いたいと考えていますので、本委員会でのご審議をお願いします。

次に、11/12ページ「Ⅱ 令和6年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」をご覧ください。「1」は、募集期間、検査の期日並びに合格者の発表の期日を変更するものです。

最後に、12/12ページ「Ⅲ 令和6年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。「1」は、出願期間、検査期日並びに合格発表期日を変更するものです。「2」は、検査方法について、グループ活動による検査を廃止し、適性検査のみとすることを明記したものです。

これら三つの議案について、本日、決定をいただきましたら、横浜市、川崎市及び横須賀市の教育委員会と調整の上、「令和6年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の主な日程等について」として、4月27日に報道あて参考資料送付を行いたいと考えています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いします。佐藤委員。

佐藤委員            インターネットによる出願システムは時代なので当然だと思うのですが、もしそれに困難のある方はどのようにしたらよろしいでしょうか。

高校教育課長        中学校で、1人1台端末という形で端末を生徒に貸し出すことがありますので、中学校にも協力をいただきながら、そのような生徒もインターネット出願ができるように支援していきたいと考えています。

佐藤委員            神奈川総合高等学校の後期募集について紙による入学願書提出というのは、どういう趣旨でしょうか。

指導部長            今回のインターネット出願導入は、多くの受検生が一度に受検をする、その部分

をインターネット出願に切り替えていきたいという考え方です。比較的少人数であるところについては、現行では従来どおりの形でとりあえず行いたい。今後、その辺り、上手くウェブの方に載せることができれば検討していくという形になるかと思えます。

下城委員 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 教えてください。新型コロナを全部削除して大丈夫ですか。

指導部長 一旦はこういう形で削除はしますが、新型コロナがスタートしたときもそうだったのですが、実際にその時期の状況を見て、必要な対応があれば、その場で改めてご案内していきたいと思っています。

吉田委員 そのとおりですよ。だから、何も削除してなくて生かしておけばいいのにと私は思っていますが、やはり一旦はなくして、そしてそういった第9波、第10波、第11波が来るようなことがあれば、そこできちんと適切に対応する、そういう理解でよろしいですか。

指導部長 結構です。

吉田委員 了解しました。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 選抜のための検査で面接が廃止になり、中学校における「主体的に学習に取り組む態度」というのが一つ入ってきたわけですが、それに対して、これまでの対応も含めて、導入等に関して特段、中学校の方の混乱はないのか、どのような話し合いが継続されてきたのか等、その状況を教えていただければと思います。

高校教育課長 まず高校教育課で行った対応としては、地区進（進路指導中・高連絡協議会）、中学校の校長と高校の校長が全体として集まる場で、この件については丁寧に説明をしてきたところです。また、子ども教育支援課とも協力をしながら、教育事務所や市町村教育委員会にも高校教育課として説明をしてきたという状況です。

支援部長 市町村教育委員会と年間を通じて学習評価連絡会などを行って、市町村教育委員会から各学校に説明するというところで、共通理解を図ってきたところです。それは、昨年度1年間通してやってきました。また、今年度も、年度当初に指導事務主管課長会議や全県指導主事会議、公立中学校長会の中で、改善についての説明をさらに行っているところです。

笠原委員 一定の定着を得るまでにはまだまだ時間がかかるという認識でいるのですが、やはり学習指導要領が変わって、評価の観点が変わり、「主体的に学習に取り組む態度」そのものが、授業改善、学習改善に重点を置きながら取組が進められていくというところがベースにあるので、入学者選抜の中で、それが一つの指標になるということは、学習指導要領の趣旨を捉えてはいるのですが、なかなか現場での腹落ち感というのが難しいところもあるかと思しますので、是非継続して、その辺りのところの中学校での困り感というか、現状を適切に把握していただきながら、対応を進めていただければと思います。

支援部長 その点についても、各学校で課題となっているところなどを市町村教育委員会を通じて私どもで集約して、できるだけ具体的にお示しできるよう、今年度も努めていきたいと考えております。

下城委員 日程についてですが、中学校の卒業式への配慮や、私立高校の入学試験に対する配慮がある中で、学力検査日を月曜日は外すというのがあったと思うのですけれども、その理由は。それは今年からでしたか。

高校教育課長 例年月曜日はなるべく外すということで考えております。というのは、前日が休日になると、受検者の方で何かあったときに連絡がとりにくいということで、受検する方への配慮ということも考えて、学力検査日に月曜日はなるべく入れないという形で考えております。

下城委員 何か不安があるまま、問合せできないまま当日を迎えるというのではなくて、月曜日が外れていれば、そこで問合せをして安心して学力検査を受けられる、そういうことですね。

他にいかがでしょうか。それではご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案につきまして、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは、引き続き、下城委員お願いします。

下城委員 それでは、次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施  
状況について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル05をお開きください。「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明します。学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいて、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とあります。

まず、令和4年度卒業式の状況ですが、県内すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、すべての学校において国旗が掲揚されました。国歌は、すべての県立学校で、新型コロナウイルス感染症対策のため対象者を限定した上で可能な限り間隔をとって斉唱、または式次第の中に位置付けて放送機器等により国歌を会場に流しました。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、「令和4年度卒業式」の「3」に記載したとおり、県立学校では不起立の教職員はいませんでした。

次に、令和5年度入学式の状況ですが、県内すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、すべての学校において国旗が掲揚されました。国歌は、すべての県立学校で、新型コロナウイルス感染症対策のため対象者を限定した上で可能な限り間隔をとって斉唱、または式次第の中に位置付けて放送機器等により国歌を会場に流しました。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、「令和5年度入学式」の「3」に記載したとおり、県立学校では不起立の教職員はいませんでした。

2/3ページ以降については、県立高等学校、県立特別支援学校、県立中等教育学校、市町村立小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものです。後ほどご覧ください。

なお、今回は不起立の教職員はいませんでしたが、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握については、不起立であった教職員の人数に加えて、氏名及び指導経過についても引き続き学校側に報告を求めます。また、県教育委員会としては、不起立があった際には、当該の学校長に適切な指導・助言を行うとともに、不起立者本人に対しても指導を行っています。今後も引き続き、粘り強く指導していきたいと考えています。

「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」の報告は以上です。本日の報告資料は、明後日27日に県教育委員会のホームページで公表予定です。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 この調査は長年なさっていると思うのですがけれども、新型コロナもあって、調査項目がかなり細かい内容になっています。年度当初の忙しい時期に各学校でこの調査が



負担になっているのではないか、また、事務局での取りまとめの作業もあると思うのですけれども、この調査というのは、何か義務付けられて行っているものなのでしょうか。

高校教育課長　これは校長として指導する責任と申しますか、そういったところで、校長から報告を受けているという形の調査になっております。義務付けられているということではないのですけれども、県教育委員会が校長と一緒に指導していくという過程の中で、調査をしているものです。

下城委員　よろしいでしょうか。それでは他に。常陸委員。

常陸委員　今のご質問に関連してなのですが、この調査そのものは、今後もこういった形で継続をして公表されていく予定なののでしょうか。

高校教育課長　このようにずっと取り組んできておりますので、現在のところはそのような考えでおります。

下城委員　他いかがでしょうか。

常陸委員　もう1点伺いたいのなのですが、公立の小学校では新型コロナウイルス感染症対策のため、国歌斉唱を行わずということで令和4年度、5年度実施をされてきたということなのですが、次の卒業式や入学式には、また方針が変わる可能性が高いと考えているのでしょうか。

子ども教育支援課長　公立小学校においても、今後の感染状況、また、地域の感染状況や体育館の広さ等に応じて、適切に対応していくというふうに考えております。

下城委員　他にございますでしょうか。よろしいですか。  
それでは報告は以上とさせていただきますと思います。

**報告 2** **令和5年度教育委員会不祥事防止取組方針について**  
説明者　増田行政課長

行政課長　ファイル06をお開きください。報告2「令和5年度教育委員会不祥事防止取組方針について」ご説明します。

2/13ページをご覧ください。県教育委員会における懲戒処分の件数は、平成18年度の27件から、令和4年度には9件と減少傾向にはありますが、わいせつな行為等による処分件数は、毎年度おおむね4～8件発生しているところであり、令和4年度にお

いても4件発生し、全体の約半数を占めている状況です。

また、令和4年度の懲戒処分のうち、6件は採用5年以内の教職員の不祥事によるものであるため、こうしたわいせつ事案の根絶や経験の浅い教職員の不祥事防止については、引き続き課題が残る状況です。

一方、全体の懲戒処分件数が減少傾向を継続していることから、現在の取組の一定の効果は認められるものと考えています。

県教育委員会では、令和3年度よりわいせつ事案防止対策有識者会議の「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言（令和3年4月）」を踏まえ、わいせつ事案の根絶に向けた様々な取組を実施してきたところですが、不祥事防止、そして、わいせつ事案の根絶のためには、繰り返し、粘り強く取組を実施し、教職員に対し、不祥事防止の意識を定着させることが重要と考えています。

そこで、令和5年度においても、引き続きわいせつ事案の根絶を最重要課題として、提言に基づく取組を継続して実施するとともに、臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き重点的に対応するなど、現行施策の定着に向けて粘り強く取り組んでいきたいと考えています。

また、昨年4月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことから、同法の内容や趣旨の周知徹底を図るほか、法律の趣旨に沿った職員の意識啓発等を実施していくことを本方針にも明記しています。

以上が全体の大きな方向性になります。その他、令和4年度の処分の状況も踏まえて、令和5年度から拡充することとした取組がいくつかありますので、その内容についてご説明します。

5/13ページをご覧ください。下から2行目の下線部が昨年度より拡充した内容になります。先ほど申し上げたとおり、採用から5年以内の経験の浅い教職員の不祥事が多く見受けられることから、令和5年度は若手職員向けの不祥事防止リーフレットを作成するなどし、研修、指導等を強化していきたいと考えています。

また、6/13ページ「(3)」の「ウ」に記載のとおり、臨時的任用職員においても同様に、対象を臨時的任用職員に絞ったリーフレットを発行し、不祥事防止の意識醸成をより効果的に図っていきたいと考えています。加えて、臨時的任用職員にも校内組織の役職を積極的に充てるなどし、学校への帰属意識や同僚性を向上、醸成させることで不祥事防止にもつながっていくものと考えていますので、そうした取組にも配慮することを新たに追記しています。「3」に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の周知徹底等に係る内容を記載しています。

次に、10/13ページをご覧ください。「(6) 教員のコンプライアンスマニュアルの見直し【新規】」に係る記載を追加しています。追加した背景としては、昨年度、窃盗、体罰等の処分事案が複数発生したほか、わいせつ事案の根絶にも至っておらず、教職員のコンプライアンス意識に課題があることから、策定から5年が経過している現行のマニュアルを見直し、効果的な意識醸成を図るための研修機会を確保していきたいと考え、新規項目として追加しております。

続いて、12/13ページをご覧ください。「エ 部活動指導等における体罰等の防止」について、昨年度も部活動時の体罰や不適切な指導等に係る事案が複数発生したた

め、児童・生徒に対する体罰等を根絶するという考えの下、教職員はもとより、部活動インストラクター等の外部人材の意識啓発を行うことについて、取組方針に明記して重点的に取り組んでいきたいと考え追記しています。加えて、「オ 体罰等の根絶に向けた教育局と学校現場の連携」について、不適切な指導・発言等及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行っていききたいと考えています。次に、その下段に記載している「5 事務処理における不祥事（事故）防止体制の構築（新規）」についてです。こちらは、昨年度実施した令和3年度の事務を対象とした内部統制の評価作業において、支払手続の遅れなどの不備が多く確認されたことから、こうした事務処理における事故を防止するための業務管理体制の構築について、当然の内容ではありますが、このように取組方針にも明記することで、職員の意識啓発を強化していきたいと考えています。

13/13ページをご覧ください。「(3) 市町村教育委員会への働きかけ【拡充】」においても、昨年度も実施した内容ではありますが、各教育事務所単位で開催する市町村教育長会議や人事担当主管課長会議等の場を活用した、県教育委員会の取組の情報提供や意見交換を令和5年度も実施していきたいと考えていますので、その旨、取組方針にも明記したところです。昨年度からの修正点のご説明は以上になります。

繰り返しにはなりますが、令和5年度の不祥事防止取組方針の策定においては、わいせつ事案の根絶を最重要課題として、従来の取組を継続して粘り強く実施し、その定着を図っていくほか、臨時的任用職員や経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き重点的に取り組んでいきます。併せて、新たな法律の施行に係る対応や、適切な部活動指導等の徹底など、近年の不祥事防止に関する新たな動きや、処分の状況等を勘案し、より充実した内容となるよう改善を図ったところです。説明は以上です。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員            拡充ということで、一番最後に市町村の教育委員会に対してということで、拡充になっているのですが、各教育事務所単位で開催する市町村教育長会議や人事担当主管課長会議等の場でということが付け加えられているのですが、従来これはやられていなかったということですか。

行政課長            従来も行っていた部分もあるのですが、教育事務所が中心になって市町村との連携をとっていた部分があります。そうしたところに、県教育委員会事務局、行政課等も積極的に情報交換、情報提供等をしていくことを目指して、記載したという状況です。

笠原委員            要は、その時々での情報提供はしていたけれども、これからはある意味、継続的にこの働きかけをしていくという理解でよろしいですか。

行政課長            はい。そのようなことも充実させていきたいと考えています。

- 笠原委員 具体的に、年間の中でどのように計画付けられているのですか。
- 行政課長 例えば、事案よっての対応等も共有していくという形で考えています。
- 笠原委員 そうすると、あまり今までと変わらないような気がするのですが。適切に対応をとっていただければと思います。
- 行政部長 今まで、年間の、例えば教育事務所単位の市町村教育長会議に必ず出席するという  
ことで対応していたわけではなかったのです。けれども、年間何回かありますので、  
必要な時期に行政課等が伺って、必要な協力を求める、あるいは情報交換をする、そ  
ういったことをやっていきたいと考えています。
- 笠原委員 是非、ある程度計画的に、ましてやはり年度当初であるとか、学校が始まる時期で  
あるとか、年度末であるとか時機を得てやっていく必要性というのはあると思うので  
すが、倫理に関する指針等も作成して、実際に県立学校ではカード式のものを持って  
いただいているわけですが、市町村の方ではそこまでしているわけではないではない  
のですか。それらがどのように活用されているかという辺りについては、状況把握さ  
れているのでしょうか。なぜかという、やはり先生方の子どもに対する人権意識と  
いうか、根底にある、人権を守るという意識が非常に重要だと思うのです。それをし  
っかりと新採用職員だけではなくて、少なくとも教職員には常に喚起していく必要  
があるだろうと思うのですが、その辺の実状というのはどの程度把握されているので  
しょうか。
- 行政課長 具体的な数値という形ではないのですが、各小・中学校等の教員にそういったもの  
を配って、校内で研修をやっていただいている市町村もあれば、必ずしもそういった  
対応まで至らない市町村があるという状況は聞いております。単にこういったもの  
があるという周知程度の市町村もあるということです。ですので、先ほど笠原委員から  
お話があったとおり、倫理指針の考え方をより丁寧に市町村教育委員会等に周知し  
て、それで教員に対してそういったことを広めてもらう、理念を理解していただく、  
そういったものを受けとめてもらう、そういった取組を行ってまいりたいと考えてお  
ります。
- 下城委員 他にいかがでしょう。佐藤委員。
- 佐藤委員 本年度、わいせつ事案の防止ということに重点を置いていくことには賛成です。そ  
れ以外の部分なのですが、お金絡みの不祥事というのがときどき起こるわけですけれ  
ども、この中にも公金の取扱いについて、未然防止に努め、防止体制を構築するとい  
うのが新規で書かれているのですが、教員の方が公金以外のお金を扱うことが結構あ  
ると思うのですが、そういうような事務を極力なくしていくための構築という

のも今後あったらよいと思います。

下城委員　私からも一つ。9/13ページのところに「令和5年度啓発・点検資料年間計画（案）」というのが出ていて、先ほどのご報告にもありましたように、全体の件数としては減ってきていると。取組に一定の成果が出ていると。ただ、わいせつに関して言えば根絶はできてないけれどということだったと思うのですが。一つ問題提起といいますか、「外部人材」という言葉が入っていると思うのですが、今後、部活動の地域移行という形で、これがまだスケジュール的にはっきりしていないので、いつからそうなるのかというのが分からない部分もありますけれども、そういう中で、教育職員等という定義付けになっていますが、これも、外部人材という新たに加わっていただく人たちがどういう位置付けになっていくとか、この人たちが大量に増えてきたところで、どういう研修とか、もしも今年度、地域移行というのがアップテンポで進むようなことがあれば、早急にその研修等も考えて、先に施していかないと後からは間に合わないということにもなりかねないので、その辺、何かお考えをお持ちでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

行政課長　現在も部活動等のインストラクター等に関しては、一番最初にそういった周知等は各校において行っている状況です。今後、部活動の地域移行の状況がどのように展開していくかというところがありますが、展開に沿った形で適切に対応していきたいと考えております。

下城委員　臨機応変に遅れないようにお願いします。

教育局長　12/13ページ「エ 部活動指導等における体罰等の防止」に新しく記載しています。その2段落目の「また」以降で、「部活動インストラクター等の外部人材に」ということで、正に今、下城委員がご指摘の部分を意識し、所管課中心に定期的な指導等を行っていきたいと考えています。

下城委員　よろしくお願いします。吉田委員。

吉田委員　わいせつ事案等、少しは効果が上がっているということに関して、多少、私はその頃の会議（わいせつ事案防止対策有識者会議）などで関わらせていただいたので、ありがたいな、効果がもっと上がってほしいなと思っているところです。そこで、もう一度きちんと徹底しておかなければいけないことに関して、もちろん、何でも相談しやすい体制をつくって、本人たちが、あるいは校長先生、教頭先生諸々、管理職の方が、各先生方一人ひとりを「孤立させない」このキーワードだけは非常に大事。もちろん新しく入って来られた5年未満の若い先生方、休みに何をしているのかな、交友活動どうしているのかな、あまり過干渉は、もちろん良くないことだと思うのですが、何かしらそういった意味においてのコミュニケーションを十分にとれる、孤立させないという視点で、管理職が見てくれることが一番だと私は思っているくらいなの

です。だから、その辺のところを文章化するにはなかなか難しいのかもしれないけれど、やはり各先生方に言うと同時に、管理職には、先生方、働いている人たち、そういった職員たちを孤立させないような配慮をしているかということのを常に念頭に置いていけば、またそれなりの効果があるのかな、そのように思っています。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 非常に効果があって件数も落ちているということで、それは喜ばしいことだと思うのですが、その被害の事例といいますか、そこのところをきちんとあぶり出して補足することも、おそらくすごく大事なことになるのかなと思いますので、継続でいろいろアンケートも、生徒の方、教職員の方たちに実施するということで書いていただいています。生徒の皆さんがきちんとその辺り、被害の実態を伝えやすいような仕組みも、引き続き構築していただけたらと思います。

下城委員 よろしいでしょうか。教育長。

教育長 この不祥事防止については本当に永遠の課題であり、継続的に取り組まなければいけない課題だと思っています。委員の皆様からいろいろお話いただきましたけれども、私もこの4月3日に、県立学校の500人近い新規採用の教員に辞令を交付した際に、激励の言葉の後に不祥事の話をしっかりさせていただいて、「ここで皆さんは不祥事を起こさないということを、腹を決めてください。具体的には、SNSを生徒と絶対にやらないでください。もう一度言います。SNSを絶対に生徒とやらないでください」こういった形で言わせていただきました。もう一つは、「是非、他の教員と風通しの良い関係を作っていただきたい。分からないことがあったら遠慮なく周りに聞いてほしいし、今日お集まりの新規採用教員と横の連携をつくっていただいて、何かあったときに相談できる、そういったものをつくってほしい」という話をしました。

また、先週、県立学校長会議が行われたのですが、私自身が新規採用の辞令交付式でそういうふうに行った。教育長がそういうふうに行ったよということ、新規採用職員との面談の中でも、是非校長先生が言ってくださいと、また校長先生からも、職場の風通しの良さ、やはりそれが不祥事を防止する一番大きな材料ですので、是非風通しの良い職場をつくってほしい、こういったことを言わせていただきました。様々な新任の校長研修、副校長研修、教頭研修、そういった場面でも常にそういったことを私自身心がけて、これはもうやはり口酸っぱく、繰り返し繰り返しお話ししなければいけないと思いますので、そういった形で引き続き私も臨んでいきたいと思っています。

下城委員 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、報告は以上とします。

次に、日程第1の臨教第9号議案に移ります

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、県立高校改革担当課長、行政課長を指定します。

(10時13分非公開の会議に入り、10時16分公開の会議に戻る)

教育長           以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、教育委員会はこれにて閉会とします。

令和5年4月25日

会議録作成者 書記 原 英明

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第9号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。